

平成25年度
個人情報保護に関する法律
施行状況の概要

平成26年10月
消費者庁

平成 25 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができるとされています。

また、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 25 年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」（平成 26 年 3 月）を御参照ください。http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| ■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況 | 1 |
| ■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況 | 4 |
| ■ 第3章 法施行後9年間（平成17年度～平成25年度）の施行状況の傾向 | 15 |
| 資料編 | 17 |
| 参照条文等 | 46 |

個人情報保護に関する法律の施行状況について

第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成26年3月31日現在、事業等を所管する各府省により、27分野について40本のガイドラインが策定されている。このうち、平成25年度中に見直しを行ったものが6本あった。

表1 平成25年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

| | 対象事業分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し年月日 |
|-----|------------|----------------|---|-------------|
| 見直し | 医療（一般） | 厚生労働省 | 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（局長通達） | 平成25年10月10日 |
| | 医療（研究） | 文部科学省 厚生労働省 | 疫学研究に関する倫理指針（告示） | 平成25年4月1日 |
| | 医療（研究） | 厚生労働省 | ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（告示） | 平成25年10月1日 |
| | 情報通信（電気通信） | 総務省 | 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成25年9月9日 |
| | 職業紹介等（船員） | 国土交通省 | 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（告示） | 平成25年12月12日 |
| | 労働者派遣（船員） | 国土交通省 | 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（告示） | 平成25年12月12日 |

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況(法第32条～第34条)

平成25年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収を2件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った(平成24年度は、報告の徴収8件)。

表2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

| 主務大臣 | 行使した権限 | 根拠条文(注1) |
|-----------|-----------|---|
| 金融庁長官(注2) | 報告の徴収 2件 | 第20条(安全管理措置) 2件 第21条(従業員の監督) 1件 第22条(委託先の監督) 1件 |
| 合計 | 報告の徴収 計2件 | 第20条(安全管理措置) 2件 第21条(従業員の監督) 1件 第22条(委託先の監督) 1件 |

(注) 1. 複数の条文に基づいて1件の権限行使を実施している場合がある。

2. 法第52条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第12条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況(法第37条)

平成26年3月31日現在、法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計39団体である。

表3 各府省の認定個人情報保護団体の認定状況

| 所管府省 | 認定団体数 |
|-------------|-------|
| 国家公安委員会 | 1団体 |
| 金融庁 | 9団体 |
| 総務省 | 3団体 |
| 厚生労働省 | 9団体 |
| 経済産業省 | 19団体 |
| 国土交通省 | 3団体 |
| 合計(重複分を除く。) | 39団体 |

(注) 認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値

4. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対して、平成 25 年度に各府省庁が行った取組のうち、主なものは以下のとおりである。

○ 内閣府

- ・ 災害対策基本法の改正を行い、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に支援を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防・民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとする事、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合で特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係者に名簿情報を提供することができることなどを定めた。
- ・ 上記改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順、留意事項等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を策定・公表した。

○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月にかけて、全国 12 会場で開催し、約 2,500 人の参加があった（開催都道府県等及び独立行政法人国民生活センターと共催）。
一部会場では、地方公共団体等が、いわゆる「見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例についての報告も行った。
- ・ 高齢消費者の悪質電話勧誘からの被害防止策の導入手引きにおいて、個人情報等の活用に関する項目とその内容を記載した。

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

（1）全体的な状況

平成25年度において、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計5,777件**である（平成24年度は合計5,623件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約96%**を占めている。

表4 受付機関別の苦情相談数

| 受付機関 | | 平成25年度 | | （参考）平成24年度 | |
|------------|----------|--------|----------|------------|----------|
| | | 件数 | （割合） | 件数 | （割合） |
| 地方公共 団体 | 消費生活センター | 5,533 | （95.8%） | 5,283 | （94.0%） |
| | その他 | 114 | （2.0%） | 164 | （2.9%） |
| 国民生活センター | | 130 | （2.3%） | 176 | （3.1%） |
| 合計 | | 5,777 | （100.0%） | 5,623 | （100.0%） |

- （注）1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターで受け付けた分を集計
2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計
3. 平成25年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成26年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年5月31日までの国民生活センター受領分
- 平成24年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成25年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年6月28日までの国民生活センター受領分

(2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)が全体の約 32%を占めている。また、その他の事業分野に関する苦情相談は、約 43%を占めている。

表5 事業分野別の苦情相談数

| 事業分野 | 平成 25 年度 | | (参考)平成 24 年度 | |
|-----------------------------|----------|----------|--------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(重複分を除く。) | 1,823 | (31.6%) | 2,035 | (36.2%) |
| 医療 | 122 | (2.1%) | 137 | (2.4%) |
| 金融・信用 | 293 | (5.1%) | 404 | (7.2%) |
| 情報通信 | 1,420 | (24.6%) | 1,514 | (26.9%) |
| その他の事業分野 | 2,496 | (43.2%) | 2,318 | (41.2%) |
| 不明 | 1,499 | (25.9%) | 1,341 | (23.8%) |
| 合計(重複分を除く。) | 5,777 | (100.0%) | 5,623 | (100.0%) |

(注) 表中の「医療」は福祉分野も含む。

(3) 相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約 47%で最も多く、次いで、漏えい・紛失に関するものが約 19%、同意のない提供に関するものが約 18%、目的外利用に関するものが約 12%となっている。

表6 相談内容の内訳

| 相談内容 | 平成 25 年度 | | (参考)平成 24 年度 | |
|-------------|----------|----------|--------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 不適正な取得 | 2,694 | (46.6%) | 2,282 | (40.6%) |
| 漏えい・紛失 | 1,078 | (18.7%) | 1,138 | (20.2%) |
| 同意のない提供 | 1,015 | (17.6%) | 1,167 | (20.8%) |
| 目的外利用 | 670 | (11.6%) | 863 | (15.3%) |
| 開示等 | 190 | (3.3%) | 211 | (3.8%) |
| 苦情等の窓口対応 | 145 | (2.5%) | 191 | (3.4%) |
| 情報内容の誤り | 57 | (1.0%) | 68 | (1.2%) |
| オプトアウト違反 | 38 | (0.7%) | 64 | (1.1%) |
| 委託先等の監督 | 33 | (0.6%) | 39 | (0.7%) |
| その他 | 1,071 | (18.5%) | 966 | (17.2%) |
| 合計(重複分を除く。) | 5,777 | (100.0%) | 5,623 | (100.0%) |

(4) 処理結果の状況

処理結果は、助言（自主交渉）を行ったものが全体の約 79%を占めており、続いて、その他の情報提供を行ったものが約 16%となっている。

表7 相談処理結果の状況

| 処理結果の種類 | 平成 25 年度 | | (参考)平成 24 年度 | |
|----------|----------|----------|--------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 助言（自主交渉） | 4,562 | (79.0%) | 4,218 | (75.0%) |
| その他の情報提供 | 908 | (15.7%) | 971 | (17.3%) |
| あっせん解決 | 118 | (2.0%) | 174 | (3.1%) |
| 他機関紹介 | 100 | (1.7%) | 136 | (2.4%) |
| 処理不要 | 64 | (1.1%) | 78 | (1.4%) |
| 処理不能 | 18 | (0.3%) | 33 | (0.6%) |
| あっせん不調 | 7 | (0.1%) | 13 | (0.2%) |
| 合計 | 5,777 | (100.0%) | 5,623 | (100.0%) |

- (注) 1. 表中の「助言（自主交渉）」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者に自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言（自主交渉）」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

(1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成25年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案※は、**合計366件**である。

| | | |
|------|---------------|-------------|
| 【参考】 | 平成17年度：1,556件 | 平成18年度：893件 |
| | 平成19年度：848件 | 平成20年度：538件 |
| | 平成21年度：490件 | 平成22年度：413件 |
| | 平成23年度：420件 | 平成24年度：319件 |

※ 「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

(2) 漏えいの規模と情報の種類

- ① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数（以下「漏えいした人数」という。）別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約66%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表8 漏えいした人数

| 漏えいした人数 | 平成25年度 | | (参考)平成24年度 | |
|---------------|--------|----------|------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 500人以下 | 243 | (66.4%) | 215 | (67.4%) |
| 501～5,000人 | 66 | (18.0%) | 57 | (17.9%) |
| 5,001～50,000人 | 37 | (10.1%) | 29 | (9.1%) |
| 50,001人以上 | 18 | (4.9%) | 13 | (4.1%) |
| 不明 | 2 | (0.5%) | 5 | (1.6%) |
| 合計 | 366 | (100.0%) | 319 | (100.0%) |

(注) ()内は、漏えい事案全体（平成25年度：366件、平成24年度：319件）に対する割合

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 24%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

| 漏えいした情報の種類 | 平成 25 年度 | | | | (参考)平成 24 年度 | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|---------|--------------|----------|----------|---------|
| | 件数 (割合) | | うち基本情報のみ | | 件数 (割合) | | うち基本情報のみ | |
| 顧客情報 | 363 | (99.2%) | 88 | (24.0%) | 309 | (96.9%) | 84 | (26.3%) |
| 従業員情報 | 2 | (0.5%) | 0 | (0%) | 14 | (4.4%) | 4 | (1.3%) |
| その他の情報 | 10 | (2.7%) | 0 | (0%) | 15 | (4.7%) | 4 | (1.3%) |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 | (100.0%) | 87 | (23.8%) | 319 | (100.0%) | 87 | (27.3%) |

- (注) 1. () 内は、漏えい事案全体（平成 25 年度：366 件、平成 24 年度：319 件）に対する割合
 2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約46%、紙媒体のみが約52%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約73%を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約21%にとどまる。

表 10 - 1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

| 漏えいの 形態 暗号化 等の情報 保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | | 電子媒体と 紙媒体 | | 不明 | | 合計 |
|---------------------------------------|--------|---------|-------|---------|--------------|--------|----|--------|-----|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | |
| 全部措置有 | 49 | (13.4%) | 3 | (0.8%) | 0 | (0.0%) | 2 | (0.5%) | |
| 一部措置有 | 16 | (4.4%) | 5 | (1.4%) | 3 | (0.8%) | | | |
| 措置無 | 87 | (23.5%) | 180 | (49.2%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 措置不明 | 16 | (4.6%) | 3 | (0.8%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 合計 | 168 | (45.9%) | 191 | (52.2%) | 5 | (1.4%) | 2 | (0.5%) | 366 |

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (366 件) に対する割合

2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置がとられていた件数(一部についてのもも含む。)は約39%であり、情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約94%の事案において情報保護措置がとられていなかった。

表 10 - 2 漏えいの形態別の保護措置の割合

| 漏えいの 形態 暗号化等 の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | |
|-----------------------------------|--------|----------|-------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 全部措置有 | 49 | (29.2%) | 3 | (1.6%) |
| 一部措置有 | 16 | (9.5%) | 5 | (2.6%) |
| 措置無 | 87 | (51.2%) | 180 | (94.2%) |
| 措置不明 | 16 | (10.1%) | 3 | (1.6%) |
| 合計 | 168 | (100.0%) | 191 | (100.0%) |

【参考：平成 24 年度】

表 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

| 漏えいの 形態 暗号化 等の情報 保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | | 電子媒体と 紙媒体 | | 不明 | | 合計 |
|---------------------------------------|--------|---------|-------|---------|--------------|--------|----|--------|-----|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | |
| 全部措置有 | 36 | (11.3%) | 4 | (1.3%) | 0 | (0.0%) | 2 | (0.6%) | |
| 一部措置有 | 11 | (3.4%) | 15 | (4.7%) | 0 | (0.0%) | | | |
| 措置無 | 75 | (23.5%) | 152 | (47.6%) | 2 | (0.6%) | | | |
| 措置不明 | 13 | (4.1%) | 8 | (2.5%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 合計 | 135 | (42.3%) | 179 | (56.1%) | 3 | (0.9%) | 2 | (0.6%) | 319 |

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合
 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

表 漏えいの形態別の保護措置の割合

| 漏えいの 形態 暗号化等 の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | |
|-----------------------------------|--------|----------|-------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 全部措置有 | 36 | (26.7%) | 4 | (2.2%) |
| 一部措置有 | 11 | (8.1%) | 15 | (8.4%) |
| 措置無 | 75 | (55.6%) | 152 | (84.9%) |
| 措置不明 | 13 | (9.6%) | 8 | (4.5%) |
| 合計 | 135 | (100.0%) | 179 | (100.0%) |

(4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約72%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約24%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業員」が全体の約69%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業員」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが3件、「不注意」によるものが243件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。
一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが77件、「不注意」によるものが5件であり、その多くが「意図的」なものである。
- ④ 主な漏えい事案の詳細をみると、事業者における誤廃棄及び不正アクセスによる漏えいが大半を占めている。

表 11 漏えい元・漏えいした者

| 漏えいした者 漏えい元 | 従業員 | | | | 第三者 | | | | その他 | 不明 | 合計 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | | | |
| 事業者 | 1 (0.3%) | 191 (52.2%) | 5 (1.4%) | 197 (53.8%) | 53 (14.5%) | 4 (1.1%) | 0 (0.0%) | 57 (15.6%) | 2 (0.5%) | 6 (1.6%) | 262 (71.6%) |
| 委託先 | 2 (0.5%) | 52 (14.2%) | 1 (0.3%) | 55 (15.0%) | 24 (6.6%) | 1 (0.3%) | 1 (0.3%) | 26 (7.1%) | 6 (1.6%) | 1 (0.3%) | 88 (24.0%) |
| 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 16 (4.4%) | 16 (4.4%) |
| 合計 | 3 (0.8%) | 243 (66.4%) | 6 (1.6%) | 252 (68.9%) | 77 (21.0%) | 5 (1.4%) | 1 (0.3%) | 83 (22.7%) | 8 (2.2%) | 23 (6.3%) | 366 (100.0%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体 (366 件) に対する割合

【参考：平成 24 年度】

| 漏えいした者 漏えい元 | 従業員 | | | | 第三者 | | | | その他 | 不明 | 合計 |
|----------------|-------------|----------------|--------------|----------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | | | |
| 事業者 | 4 (1.3%) | 184 (57.7%) | 20 (6.3%) | 208 (65.2%) | 25 (7.8%) | 4 (1.3%) | 0 (0.0%) | 29 (9.1%) | 3 (0.9%) | 7 (2.2%) | 247 (77.4%) |
| 委託先 | 5 (1.6%) | 37 (11.6%) | 2 (0.6%) | 44 (13.8%) | 4 (1.3%) | 4 (1.3%) | 0 (0.0%) | 8 (2.5%) | 2 (0.6%) | 10 (3.1%) | 64 (20.1%) |
| 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 8 (2.5%) | 8 (2.5%) |
| 合計 | 9 (2.8%) | 221 (69.3%) | 22 (6.9%) | 252 (79.0%) | 29 (9.1%) | 8 (2.5%) | 0 (0.0%) | 37 (11.6%) | 5 (1.6%) | 25 (7.8%) | 319 (100.0%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合

(5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、ほとんどの事案において、事業者によって何らかの安全管理対策が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の約 79%の事業者が教育・研修の実施などの組織的対策を講じている。
- ③ 安全管理対策の詳細をみると、誤廃棄に関しては事業者における管理の再徹底といった組織的な措置、不正アクセスについてはセキュリティ強化などの技術的な措置のほか、パスワードの変更依頼などの顧客対応を併せて行っている。

表 12 - 1 漏えい後の改善措置状況

| | 合計 | 事業者による改善措置 | | | | | 改善措置実施せず | 不明 |
|------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| | | 安全管理対策 | | | その他の対応 | | | |
| | | 組織的 | 技術的 | | | | | |
| 平成 25 年度 | 366 (100.0%) | 364 (99.5%) | 336 (91.8%) | 290 (79.2%) | 112 (30.6%) | 353 (96.4%) | 0 (0.0%) | 2 (0.5%) |
| (参考) 平成 24 年度 | 319 (100.0%) | 319 (100.0%) | 311 (97.5%) | 302 (94.7%) | 99 (31.0%) | 283 (88.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 12 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答

3. () 内は、漏えい事案全体（平成 25 年度：366 件、平成 24 年度：319 件）に対する割合

- ④ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の約 89%の事業者が本人への謝罪・連絡を行っており、次いで、約 23%の事業者が警察への届出、約 17%の事業者が専用窓口の設置を行っている。

表 12 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

| | 合計 (重複を除く。) | 本人への 謝罪・連絡 | 専用窓口 の設置 | 商品券等 の配布 | 警察への 届出 | その他 |
|------------------|----------------|----------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 平成 25 年度 | 353 (96.4%) | 325 (88.8%) | 62 (16.9%) | 7 (1.9%) | 84 (23.0%) | 56 (15.3%) |
| (参考) 平成 24 年度 | 283 (88.7%) | 263 (82.4%) | 67 (21.0%) | 14 (4.4%) | 90 (28.2%) | 23 (7.2%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体（平成 25 年度：366 件、平成 24 年度：319 件）に対する割合

(6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は **126件** であり、全体(366件)の **約 34%** である (平成 24 年度は 319 件中 90 件)。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは **82件** であり(平成 24 年度は 63 件)、**約 65%** の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求及び自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置）の状況は、以下のとおりである。

表13 認定個人情報保護団体の取組の状況

| 所管府省 | 苦情 処理 | 説明 要求 | 資料 要求 | 指導 | 勧告 | その他 の措置 |
|------------------|----------|----------|----------|-----|----|------------|
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 162 | 47 | 0 | 89 | 0 | 177 |
| 総務省 | 262 | 47 | 34 | 34 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 3 | 0 | 13 | 0 | 13 |
| 経済産業省 | 329 | 52 | 34 | 38 | 0 | 5 |
| 国土交通省 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（共管団体の重複分を除く。） | 505 | 108 | 34 | 140 | 0 | 190 |

（注）「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考：平成24年度】

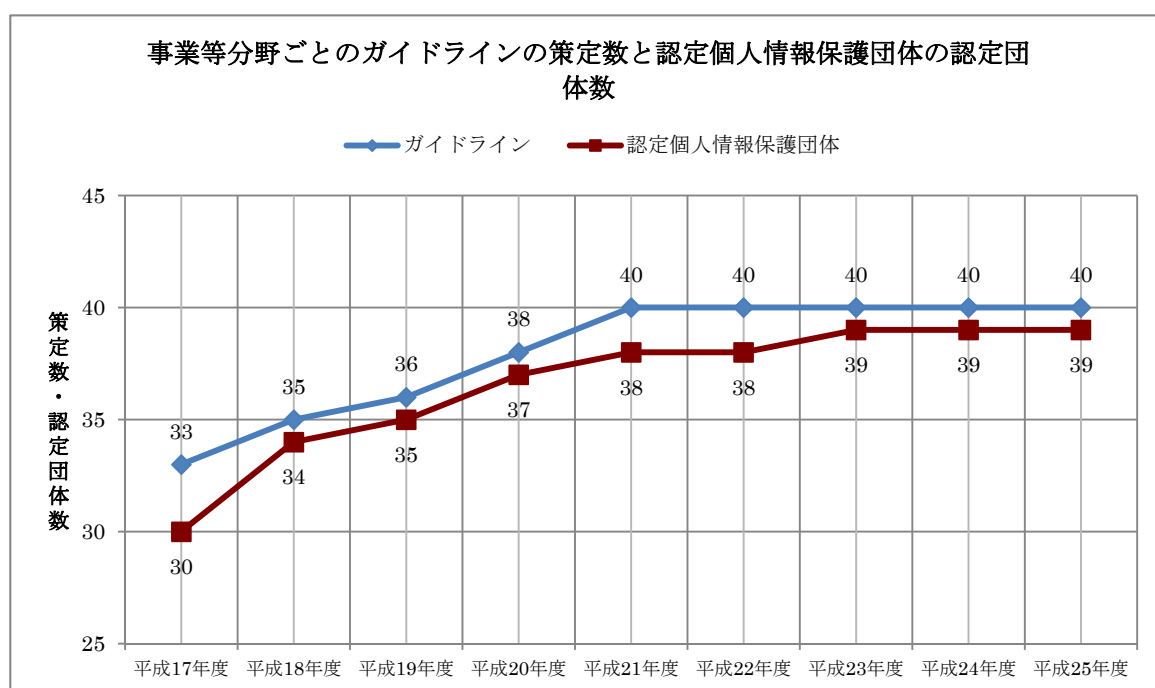
| 所管府省 | 苦情 処理 | 説明 要求 | 資料 要求 | 指導 | 勧告 | その他 の措置 |
|------------------|----------|----------|----------|-----|----|------------|
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 187 | 66 | 0 | 56 | 0 | 0 |
| 総務省 | 307 | 40 | 28 | 28 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 0 | 0 | 24 | 0 | 1 |
| 経済産業省 | 414 | 69 | 28 | 36 | 2 | 7 |
| 国土交通省 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（共管団体の重複分を除く。） | 613 | 145 | 28 | 116 | 2 | 8 |

第3章 法施行後9年間（平成17年度～平成25年度）の施行状況の傾向

1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

事業等分野ごとのガイドラインの策定数について、平成17年度末時点と平成25年度末時点とを比較すると、7本増加した（平成17年度末時点：21分野について33本、平成25年度末時点：27分野について40本）。

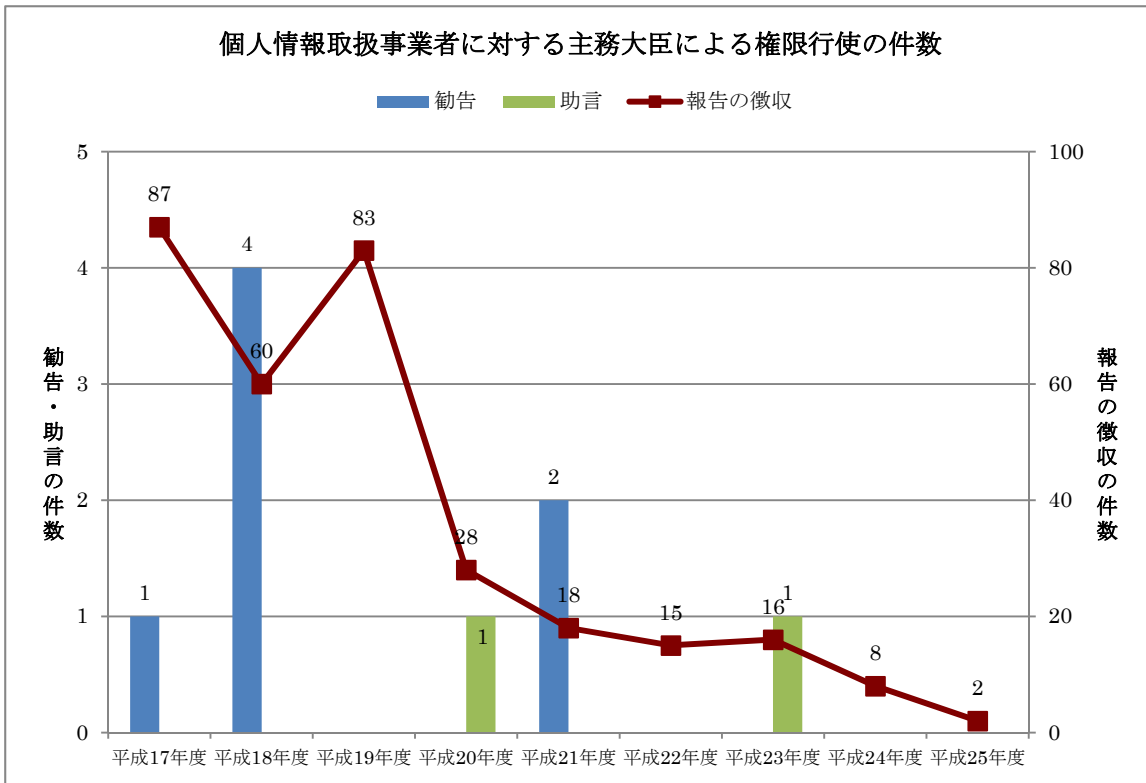
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成25年度末時点とを比較すると、9団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成25年度末時点：39団体）。



(注)上記「策定数」・「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

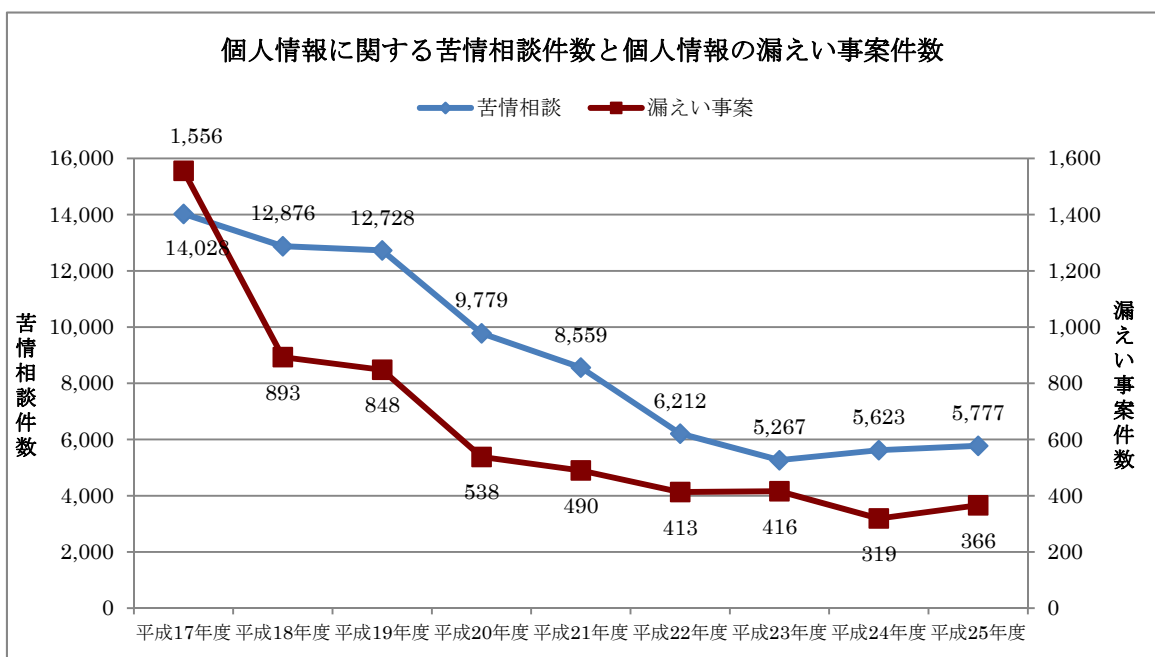
個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成25年度の9年間で、7件の勧告、317件の報告の徴収、2件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、増減が若干あるものの、全体としては、法施行以降、おおむね減少傾向にある。



3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は14,028件であったが、全体としては減少傾向であるものの近年横ばいとなっており、平成25年度は5,777件となっている。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は1,556件であったが、平成25年度は366件であり、全体としては減少傾向であるものの、近年横ばいとなっている。



資料編

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1-1 事業分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成25年度中に新たに策定したガイドライン
 下線 ⇒平成25年度中に見直しを行ったガイドライン

平成26年3月31日現在

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 | |
|----|------|-------------------------|---|---|---|--|
| 医療 | 一般 | 厚生労働省 | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成22年9月17日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月30日 平成18年3月23日～4月5日(見直し時) 平成22年7月28日～8月27日(見直し時) | ○個人情報保護法の改正に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。 |
| | | | 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成16年12月27日 | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年12月9日～12月22日 | ○個人情報保護法の改正に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。 |
| | | | 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) 【参考 ガイドライン内の一部において、法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の解説を行っている。】 | 平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年3月31日(見直し) 平成22年2月1日(見直し) 平成25年10月10日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成19年2月16日～3月19日(見直し時) 平成20年2月20日～3月21日(見直し時) 平成21年2月24日～3月25日(見直し時) 平成21年12月22日～平成22年1月20日(見直し時) 平成25年8月2日～9月3日(見直し時) | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。 |
| | | | 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成17年4月1日 | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) | ○個人情報保護法の改正に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。 |
| | | | 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成17年9月15日 | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) | ○個人情報保護法の改正に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。 |
| | 研究 | 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) | 平成16年12月28日 平成17年6月29日(見直し) 平成20年12月1日(見直し) 平成25年2月8日(見直し) | (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人情報保護小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) <平成25年見直し時> (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人情報保護小委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月22日～11月19日 平成24年2月3日～3月3日(見直し時) | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 |
|-------|----------------|---|--|---|--|
| 医療 | 文部科学省 厚生労働省 | 遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) | 平成16年12月28日 平成20年12月1日(見直し) | (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日 | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 |
| | | 疫学研究に関する倫理指針(告示) | 平成16年12月28日 平成17年6月29日(見直し) 平成19年8月16日(見直し) 平成20年12月1日(見直し) 平成25年4月1日(見直し) | (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 <平成19年見直し時> (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会疫学指針の見直しに関する研究専門委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会疫学研究指針の見直しに関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日 平成19年5月16日～6月15日(見直し時) | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 |
| | 厚生労働省 | 臨床研究に関する倫理指針(告示) | 平成15年7月30日 平成16年12月28日(見直し) 平成20年7月31日(見直し) | ○「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日 平成20年5月30日～6月30日 | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 |
| | 厚生労働省 | ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示) | 平成18年7月3日 平成22年11月1日(見直し) 平成25年10月1日(見直し) | ○「厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成18年3月9日～4月7日 平成22年4月30日～6月4日 平成25年4月18日～5月17日 | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 |
| 金融・信用 | 金融 金融庁 | 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し) 平成21年11月20日(見直し) 平成25年3月19日(見直し) | ○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成21年7月10日～8月10日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月10日～8月10日) ・改正(平成21年11月20日金融庁告示第63号) |
| | | 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示) | 平成17年1月6日 | ○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年11月19日～12月3日 | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を補足するものであり、個人情報保護法を直接の根拠としないため。 |
| | 信用 経済産業省 | 経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示) | 平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し) 平成21年10月9日(見直し) | ○「産業構造審議会割賦販売分科会個人情報情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成18年9月7日～10月6日(見直し時) | ○対応完了 ・改正(平成21年10月9日経済産業省告示第301号) |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 |
|------|-------|---|---|--|--|
| 情報通信 | 電気通信 | 総務省 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し) 平成21年12月1日(見直し) 平成22年7月29日(見直し) 平成23年11月2日(見直し) 平成25年9月9日(見直し) | ○「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」 ○「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」 ○パブリックコメント 平成16年6月28日～7月27日 平成17年8月8日～平成17年9月8日(見直し時) 平成21年9月3日～平成21年10月5日(見直し時) 平成22年5月27日～平成22年6月28日(見直し時) 平成23年8月2日～平成23年8月31日(見直し時) 平成25年7月9日～平成25年8月7日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年9月3日～10月5日) ・改正(平成21年12月1日総務省告示第543号) |
| | 放送 | 総務省 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示) | 平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し) 平成21年9月16日(見直し) 平成23年6月29日(見直し) | ○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「衛星放送の将来像に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成16年7月2日～7月30日 平成18年7月21日～8月31日 平成19年2月6日～3月7日(見直し時) 平成21年7月8日～8月6日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月8日～8月6日) ・改正(平成21年9月16日総務省告示第448号) |
| | 郵便 | 総務省 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成20年3月25日 平成24年10月1日(見直し) | ○「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日 | ○対応完了 ・策定時から内容を備えている。 |
| | 信書便 | 総務省 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成20年3月25日 | ○「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日 | ○対応完了 ・策定時から内容を備えている。 |
| 経済産業 | 経済産業省 | 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) | 平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し) 平成21年10月9日(見直し) | ○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～7月14日 平成18年12月14日～平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日～平成20年1月17日(見直し時) 平成21年6月30日～平成21年7月29日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～平成21年7月29日) ・改正(平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号) |
| | | 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示) | 平成16年12月17日 | ○パブリックコメント 平成16年10月25日～11月19日 | ○平成25年度に見直しを実施(平成24年度中に関係企業向けアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、平成26年度以降に見直しを実施予定) |
| | | 医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示) | 平成20年7月24日 平成24年10月15日(見直し) | ○「パーソナル情報研究会」 ○パブリックコメント 平成20年2月20日～平成20年3月19日 平成24年2月23日～平成24年3月23日(見直し時) | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 |
|------|-------------|--|---|--|---|
| 雇用管理 | 一般 厚生労働省 | 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年7月1日 平成24年5月14日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～6月29日 平成24年3月13日～4月12日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年3月13日～4月12日) ・改正(平成24年5月14日厚生労働省告示第357号) |
| | | 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達) | 平成16年10月29日 平成24年6月11日(見直し) | ○「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月15日～10月28日 ○改正(平成24年6月11日厚生労働省局長通達) | ○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。 |
| | 船員 国土交通省 | 船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年9月29日 平成25年3月29日(見直し) | ○パブリックコメント 平成16年8月10日～8月23日 平成24年5月23日～6月21日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年5月23日～6月21日) ・改正(平成25年3月29日国土交通省告示第292号) |
| 警察 | 国家公安委員会 | 国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示) | 平成22年2月5日 平成24年6月18日(見直し) | ○パブリックコメント 平成21年11月20日～12月21日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年11月20日～12月21日) ・策定(平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号) |
| 法務 | 法務省 | 法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年10月29日 平成21年9月30日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月29日～10月20日 平成21年7月24日～8月24日 ○改正(平成21年9月30日法務省告示) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月24日～8月24日) ・改正(平成21年9月30日法務省告示第453号) |
| | | 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し) 平成22年3月15日(見直し) | ○パブリックコメント 平成16年11月9日～11月30日 平成21年12月24日～平成22年1月28日 ○部内において検討(見直し時) ○改正(平成22年3月15日法務省告示) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年12月24日～平成22年1月28日) ・改正(平成22年3月15日法務省告示第126号) |
| 外務 | 外務省 | 外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成24年4月2日 | ○パブリックコメント 平成24年2月17日～3月17日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年2月17日～3月17日) ・策定(平成24年4月2日外務省告示第112号) |
| 財務 | 財務省 | 財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年11月25日 平成22年3月19日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月29日 平成22年1月12日～2月11日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成22年1月12日～2月11日) ・改正(平成22年3月19日財務省告示第91号) |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 |
|-------|-------------|--|--------------------------------|---|---|
| 文部科学 | 文部科学省 | 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成24年3月29日 | ○パブリックコメント 平成24年2月8日～3月8日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年2月8日～3月8日) ・策定(平成24年3月29日文部科学省告示第62号) |
| 福祉 | 厚生労働省 | 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成25年3月29日 | ○パブリックコメント 平成25年1月23日～2月22日 平成25年3月8日～3月14日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成25年1月23日～2月22日、平成25年3月8日～3月14日) ・策定(平成25年3月29日厚生労働省告示第85号) |
| 職業紹介等 | 一般 厚生労働省 | 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示) | 平成16年11月4日 平成24年9月10日(見直し) | ○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日 | ○対応完了 ・改正(平成24年9月10日厚生労働省告示第506号) |
| | 船員 国土交通省 | 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示) | 平成17年2月28日 平成25年12月12日(見直し) | ○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日) ○パブリックコメント 平成25年9月30日～10月29日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成25年9月30日～10月29日) ・改正(平成25年12月12日国土交通省告示第1199号) |
| 労働者派遣 | 一般 厚生労働省 | 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成16年11月4日 平成24年8月10日(見直し) | ○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日 平成24年6月28日～7月27日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年6月28日～7月27日) ・改正(平成24年8月10日厚生労働省告示第474号) |
| | 船員 国土交通省 | 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成17年2月28日 平成25年12月12日(見直し) | ○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日) ○パブリックコメント 平成25年9月30日～10月29日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成25年9月30日～10月29日) ・改正(平成25年12月12日国土交通省告示第1200号) |
| 労働組合 | 厚生労働省 | 労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示) | 平成17年3月25日 平成24年8月23日(見直し) | ○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成24年5月11日～6月11日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年5月11日～6月11日) ・改正(平成24年8月23日厚生労働省告示第486号) |
| 企業年金 | 厚生労働省 | 企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達) | 平成16年10月1日 | ○局内において検討 | ○平成26年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。) |
| 農林水産 | 農林水産省 | 農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成21年7月10日 | ○パブリックコメント 平成21年1月27日～2月25日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年1月27日～2月25日) ・策定(平成21年7月10日農林水産省告示第924号) |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | 共通化に向けた取組 |
|---------------|-------|-----------------------------------|-------------------------------|---|--|
| 国土交通 | 国土交通省 | 国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月2日 平成24年3月30日(見直し) | ○パブリックコメント 平成16年9月21日～10月20日 平成24年1月24日～2月22日(見直し時) | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年1月24日～2月22日) ・改正(平成24年3月30日国土交通省告示第363号) |
| 環境 | 環境省 | 環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成21年12月10日 | ○パブリックコメント 平成21年6月30日～平成21年7月29日 | ○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～7月29日) ・策定(平成21年12月10日環境省告示第81号) |
| 防衛 | 防衛省 | 防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示) | 平成18年5月25日 | ○パブリックコメント 平成18年3月30日～平成18年4月28日 | ○見直し中(平成26年度中に見直し予定) |
| 合計27分野 | | 合計40ガイドライン | | | |

1-2 その他の分野に関するガイドライン

| 分野 | 所管省庁 | ガイドラインの名称 | 策定期期 | 検討の経過 |
|--------------|------|---|-------------------------------|-----------------------------------|
| 行政機関 | 総務省 | 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知) | 平成16年9月14日 | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) |
| 独立行政法人 | 総務省 | 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知) | 平成16年9月14日 | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) |
| 警察共済組合 | 警察庁 | 警察共済組合が講じるべき個人情報保護のための措置に関する要領(官房長通達) | 平成22年2月17日 平成24年6月14日(見直し) | ○部内において検討 |
| 地方公務員共済組合 | 総務省 | 地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成17年3月28日 | ○部内において検討 |
| 合計4分野 | | 合計4ガイドライン | | |

2 主務大臣による権限の行使の状況

| 名称 | 主務大臣 | 行使した権限 | 権限行使の年月日 | 権限行使の契機 | 関連条文 |
|-------|------|--------|----------|---------|------|
| ※該当なし | | | | | |
| 計0件 | | | | | |

(注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について記載。
なお、上記以外に、各府省において、報告の徴収を2件実施している。

3 認定個人情報保護団体の認定の状況

※塗りつぶし ⇒平成25年度中に、主務大臣によって新たに認定された団体。

平成26年3月31日現在

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|---------|---------|---------------------|--------------|-----------------------------|-------------|--------|--|
| 警備業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全国警備業協会 | 03-3342-5821 | 東京都新宿区西新宿1-9-18永和ビル7階 | 平成20年11月21日 | 181 | 警備業における個人情報の保護に関するガイドライン |
| 証券業 | 金融庁 | 日本証券業協会 | 03-3667-8427 | 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 | 平成17年4月1日 | 467 | 個人情報の保護に関する指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 生命保険協会 | 03-3286-2648 | 東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3F | 平成17年4月1日 | 43 | ・生命保険業における個人情報保護のための取扱指針 ・生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 03-3255-1470 | 東京都千代田区神田淡路町2-9 | 平成17年4月1日 | 29 | ・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 外国損害保険協会 | 03-5425-7850 | 東京都港区虎ノ門3-20-4虎ノ門鈴木ビル7階 | 平成18年11月30日 | 21 | ・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針 |
| 銀行業 | 金融庁 | 全国銀行個人情報保護協議会 | 03-5222-1700 | 東京都千代田区丸の内1-3-1 | 平成17年4月15日 | 241 | 個人情報保護指針 |
| 信託業 | 金融庁 | 一般社団法人 信託協会 | 0120-817335 | 東京都千代田区大手町2-6-2 | 平成17年4月15日 | 52 | 個人情報の保護と利用に関する指針 |
| 投資信託委託業 | 金融庁 | 一般社団法人 投資信託協会 | 03-5614-8440 | 東京都中央区日本橋兜町2-1東京証券取引所ビル6階 | 平成17年7月1日 | 133 | 個人情報の保護に関する指針 |
| 証券投資顧問業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 03-3663-0505 | 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 | 平成17年7月1日 | 736 | 個人情報の保護に関する取扱指針 |
| 貸金業 | 金融庁 | 日本貸金業協会 | 03-5739-3011 | 東京都港区高輪三丁目19番15号二葉高輪ビル2F・3F | 平成22年3月31日 | 1,246 | 個人情報保護指針 |
| 放送 | 総務省 | 一般財団法人 放送セキュリティセンター | 03-5213-4714 | 東京都千代田区平河町2-9-2エスパリエ平河町ビル | 平成17年4月12日 | 256 | 受信者情報取扱事業における個人情報保護指針 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|--|----------------|--------------------------|--------------|-----------------------------------|---|--------|---|
| 電気通信事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本データ通信協会 | 03-5907-3803 | 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル7F | 平成17年4月12日 | 141 | 電気通信事業における個人情報保護指針 |
| プライバシーマーク付 与認定事業者が行う 事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 | 03-5860-7565 | 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内 | 平成17年6月27日 | 9,250 | 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項 (JIS Q 15001:2006) |
| 製薬業 | 厚生労働省 | 日本製薬団体連合会 | 03-3270-1810 | 東京都中央区日本橋本町3-4-18 | 平成17年10月20日 | 646 | 製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン |
| 医療 | 厚生労働省 | 公益社団法人 全日本病院協会 | 03-5283-7441 | 東京都千代田区猿楽町2-8-8住友不動産猿楽町ビル | 平成18年2月13日 | 2,423 | 全日本病院協会における個人情報保護指針 |
| 医療 | 厚生労働省 | 一般社団法人 日本病院会 | 03-3265-0077 | 東京都千代田区三番町9-15ホスピタルプラザビル | 平成19年3月26日 | 2,384 | 日本病院会個人情報保護法への対応の手引き |
| 医療・介護 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター | 03-6438-2852 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-12-1-302 | 平成18年3月24日 | 118 | 個人情報の適正な取扱い確保のための指針 |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン | 092-643-7577 | 福岡県福岡市東区馬出2-1-22 | 平成18年3月24日 | 14 | 個人情報保護指針 |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 098-882-5704 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 平成18年2月2日 | 691 | 福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針 |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 | 058-278-5136 | 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 | 平成18年3月30日 | 290 | 福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針 |
| 手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんま マッサージ指圧・整体・カイロプラティック ス・リラクゼーション 等) | 厚生労働省 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本手技療法協会 | 03-5296-5011 | 東京都千代田区神田須田町1-8 パールビル7F | 平成18年3月31日 | 662 | 個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんま マッサージ指圧・整体・カイロプラティック ス・リラクゼーション事業者等を対象とするガイドライン |
| 医療・介護事業、ソフトウェア事業及び冠 婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者 | 厚生労働省 経済産業省 | 一般社団法人 日本個人情報管理協会 | 03-4415-2031 | 東京都港区高輪2-15-8 グレイ スビル泉岳寺前 | 平成23年8月10日 (厚生労働省認定: 平成25年12月24日) | 70 | 個人情報保護指針 |
| ギフト用品に関する 事業 | 経済産業省 | 社団法人 全日本ギフト用品協会 | 03-3847-0691 | 東京都台東区寿3-15-10ペンギンビル3階 | 平成17年5月13日 | 57 | 個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン |
| クレジット事業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本クレジット協会 | 03-5645-3360 | 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 6階 | 平成21年7月1日 | 862 | 個人情報保護指針 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|-----------------|----------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------------|-------------|--------|--|
| 印刷・グラフィックサービス工業 | 経済産業省 | 公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会 | 03-3667-3771 | 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 | 平成17年12月7日 | 325 | 印刷・グラフィックサービス工業個人情報保護ガイドライン |
| 小売業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本専門店協会 | 03-5411-5351 | 東京都港区北青山2-12-8 | 平成17年12月7日 | 218 | 専門店における個人情報保護法ガイドライン |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会 | 03-5789-2355 | 東京都港区港南4-1-6 ビュロー品川11階 | 平成18年2月10日 | 71 | 個人情報保護指針 |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 | 03-5729-3711 | 東京都目黒区中根2-13-18第百生命都立大学駅前ビル | 平成18年2月13日 | 4 | 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 長野県個人情報保護協会 | 026-267-6077 | 長野県長野市若里7丁目7-2オフィスリンク内 | 平成18年8月4日 | 8 | 長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 一般社団法人 結婚相談業サポート協会 | 03-6233-2915 | 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105 | 平成20年7月7日 | 385 | 結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 結婚相手紹介サービス協会 | 03-5689-8769 | 東京都文京区本郷3-32-6ハイヴ本郷401 | 平成20年12月15日 | 6 | 結婚相手紹介サービス協会における個人情報保護指針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟) | 03-5275-2174 | 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12階 | 平成21年4月20日 | 856 | 個人情報保護指針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | ナノライセンス結婚専科システム協議会 | 075-361-8858 | 京都府京都市下京区高辻通り新町西入ル堀之内町272-7 京都3号館ビル | 平成22年2月24日 | 9 | 個人情報保護指針 |
| 新聞販売業 | 経済産業省 | 大阪毎日新聞販売店事業協同組合 | 06-6346-8160 | 大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル内 | 平成18年3月9日 | 490 | 個人情報保護指針 |
| 葬祭業 | 経済産業省 | JECIA個人情報保護協会 | 03-5379-8101 | 東京都新宿区四谷4-3-20 COI四谷4丁目ビル2F | 平成17年5月13日 | 140 | 個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針 |
| 葬祭業 | 経済産業省 | 全国こころの会葬祭事業協同組合 | 03-5828-3855 | 東京都台東区松が谷4-28-3 | 平成18年3月31日 | 18 | 全国こころの会における個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン |
| 自動車販売業 | 経済産業省 国土交通省 | 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 | 03-5733-3110 | 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階 | 平成17年5月19日 | 1,530 | 自動車販売業個人情報保護指針 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|------------------|-------|-------------------|--|------------------------------|-------------|--------|-----------------------------|
| 自動車登録番号交付 代行業 | 国土交通省 | 一般社団法人 全国自動車標板協議会 | 03-3813-5911 | 東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル4階 | 平成17年12月27日 | 57 | 交付代行者等個人情報保護指針 |
| 賃貸住宅管理業 | 国土交通省 | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 | (fax及びメールにより受付) fax 03-6265-1556 info@jpm.jp | 東京都中央区八重洲2-1-5 東京駅前ビル8階 | 平成19年3月16日 | 1,031 | 賃貸住宅管理業における個人情報保護に関するガイドライン |
| | | 計39団体 | | | | | 計42本 |

4 いわゆる「過剰反応」に対する取組状況(平成25年度)

| 府省庁 | 取組内容 |
|------|--|
| 内閣府 | <p>○中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(平成24年7月)を踏まえ、災害対策基本法の改正を行い、市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に支援を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防・民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとする、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合で特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係者に名簿情報を提供することができることなどを定めた。 ※上記の規定については、平成26年4月1日から施行されている。</p> <p>○上記改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順、留意事項等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)を策定・公表した。</p> |
| 消費者庁 | <p>○平成25年度個人情報保護法に関する説明会の開催 平成25年11月～平成26年2月にかけて、全国12か所で以下のとおり個人情報保護法に関する説明会を開催した(開催都道府県等及び独立行政法人国民生活センターと共催)。一部会場では、地方公共団体等が、いわゆる「見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例について報告も行った。 ・テーマ:個人情報保護法の概要、いわゆる「過剰反応」への対応策等 ・対象者:民間事業者、民生委員・児童委員、地方公共団体職員など一般国民(参加人数約2,500人)</p> <p>○広報用ポスターの作成 上記、説明会等を広報するポスターを作成し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。</p> <p>○高齢消費者の悪質電話勧誘からの被害防止策の導入手引きにおいて、個人情報等の活用に関する項目と内容の記載。</p> |

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1 個人情報に関する苦情処理の状況

(1) 受付機関の状況

| 受付機関 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 割合 |
|----------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| 地方公共団体 | 消費生活センター | 466 | 473 | 540 | 497 | 461 | 448 | 506 | 460 | 401 | 399 | 428 | 454 | 5,533 | 95.8% |
| | その他 | 10 | 11 | 9 | 9 | 15 | 5 | 9 | 10 | 8 | 8 | 8 | 12 | 114 | 2.0% |
| 国民生活センター | | 14 | 19 | 22 | 11 | 5 | 12 | 10 | 8 | 7 | 4 | 8 | 10 | 130 | 2.3% |
| 合計 | | 490 | 503 | 571 | 517 | 481 | 465 | 525 | 478 | 416 | 411 | 444 | 476 | 5,777 | 100.0% |

(注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計

2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計

3. 平成25年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成26年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。

「その他」受付分は、同年5月31日までの国民生活センター受領分

(2) 年齢

| | 件数 | 割合 |
|-------|-------|--------|
| 10代以下 | 142 | 2.5% |
| 20歳以上 | 533 | 9.2% |
| 30歳以上 | 1,096 | 19.0% |
| 40歳以上 | 1,439 | 24.9% |
| 50歳以上 | 900 | 15.6% |
| 60歳以上 | 694 | 12.0% |
| 70歳以上 | 544 | 9.4% |
| 不明 | 429 | 7.4% |
| 合計 | 5,777 | 100.0% |

(3) 性別

| | 件数 | 割合 |
|-----|-------|--------|
| 男性 | 2,887 | 50.0% |
| 女性 | 2,820 | 48.8% |
| その他 | 53 | 0.9% |
| 不明 | 17 | 0.3% |
| 合計 | 5,777 | 100.0% |

(4) 職業

| | 件数 | 割合 |
|--------|-------|--------|
| 給与生活者 | 2,785 | 48.2% |
| 自営・自由業 | 313 | 5.4% |
| 家事従事者 | 1,095 | 19.0% |
| 学生 | 208 | 3.6% |
| 企業・団体 | 36 | 0.6% |
| 行政機関 | 12 | 0.2% |
| 無職 | 937 | 16.2% |
| その他 | 6 | 0.1% |
| 不明 | 385 | 6.7% |
| 合計 | 5,777 | 100.0% |

(5) 事業分野の状況

| 事業分野 | 件数 | 割合 |
|-----------------|-------|--------|
| 医療 | 122 | 2.1% |
| 金融・信用 | 293 | 5.1% |
| 情報通信 | 1,420 | 24.6% |
| その他の事業分野 | 2,496 | 43.2% |
| 不明 | 1,499 | 25.9% |
| 合計 (重複分を除く。) | 5,777 | 100.0% |

(注) 表中の「医療」は福祉分野も含む。

(6) 相談内容の状況

| 相談内容 | 件数 | 割合 |
|-----------------|-------|--------|
| 不適正な取得 | 2,694 | 46.6% |
| 漏えい・紛失 | 1,078 | 18.7% |
| 同意のない提供 | 1,015 | 17.6% |
| 目的外利用 | 670 | 11.6% |
| 開示等 | 190 | 3.3% |
| 苦情等の窓口対応 | 145 | 2.5% |
| 情報内容の誤り | 57 | 1.0% |
| オプトアウト違反 | 38 | 0.7% |
| 委託先等の監督 | 33 | 0.6% |
| その他 | 1,071 | 18.5% |
| 合計 (重複分を除く。) | 5,777 | 100.0% |

(7) 処理結果の状況

| 処理結果の種類 | 件数 | 割合 |
|----------|-------|--------|
| 助言(自主交渉) | 4,562 | 79.0% |
| その他の情報提供 | 908 | 15.7% |
| あっせん解決 | 118 | 2.0% |
| 他機関紹介 | 100 | 1.7% |
| 処理不要 | 64 | 1.1% |
| 処理不能 | 18 | 0.3% |
| あっせん不調 | 7 | 0.1% |
| 合計 | 5,777 | 100.0% |

- (注) 1. 表中の「助言(自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者に自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言(自主交渉)」に該当しないものを指す。

2-1 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成25年度)

(1) 漏えいした人数

| 所管府省 | 件数 | 漏えいした人数 | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|--------------|-------------|
| | | 500人以下 | 501～5,000人 | 5,001～50,000人 | 50,001人以上 | 不明 |
| 国家公安委員会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 50 | 31 | 12 | 4 | 0 |
| 総務省 | 63 | 41 | 10 | 7 | 4 | 1 |
| 文部科学省 | 14 | 6 | 4 | 3 | 0 | 1 |
| 厚生労働省 | 7 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 90 | 44 | 18 | 16 | 11 | 1 |
| 国土交通省 | 99 | 93 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 (100.0%) | 243 (66.4%) | 66 (18.0%) | 37 (10.1%) | 18 (4.9%) | 2 (0.5%) |

(注) 1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。
2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数进行。

(2) 漏えいした情報の種類

| 所管府省 | 件数 | | 漏えいした情報の種類 | | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| | | | 顧客情報 | | 従業員情報 | | その他の情報 | | |
| | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | うち基本 情報のみ | |
| 国家公安委員会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 8 | 97 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 63 | 28 | 63 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 90 | 3 | 89 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 国土交通省 | 99 | 48 | 98 | 49 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 (100.0%) | 87 (23.8%) | 363 (99.2%) | 88 (24.0%) | 2 (0.5%) | 0 (0.0%) | 10 (2.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |

- (注) 1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。
 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入
 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。
 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

| 所管府省 | 件数 | 電子媒体のみ 168件(45.9%) | | | | 紙媒体のみ 191件(52.2%) | | | | 電子媒体と紙媒体 5件(1.4%) | | | | 不明 |
|-----------------|-----------------|--------------------|--------------|---------------|--------------|-------------------|-------------|----------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | |
| 国家公安委員会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 3 | 3 | 31 | 3 | 0 | 1 | 51 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 総務省 | 63 | 16 | 2 | 8 | 0 | 2 | 0 | 33 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 文部科学省 | 14 | 1 | 0 | 4 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 7 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 90 | 29 | 10 | 28 | 3 | 0 | 3 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 国土交通省 | 99 | 2 | 0 | 17 | 1 | 1 | 0 | 77 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 (100.0%) | 49 (13.4%) | 16 (4.4%) | 87 (23.8%) | 16 (4.4%) | 3 (0.8%) | 5 (1.4%) | 180 (49.2%) | 3 (0.8%) | 0 (0.0%) | 3 (0.8%) | 1 (0.3%) | 1 (0.3%) | 2 (0.5%) |

(注)暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4) 漏えい元・漏えいした者

| 所管府省 | 件数 | 事業者 | | | | | | | | | | | 委託先 | | | | | | | | | | | 不明 | |
|-----------------|----------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| | | 件数 | 従業者 | | | 第三者 | | | その他 | 不明 | 件数 | 従業者 | | | 第三者 | | | その他 | 不明 | | | | | | |
| | | | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 件数 | 意図的 | | | | 不注意 | 不明 | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | | | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | | |
| 国家公安委員会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 62 | 53 | 0 | 52 | 1 | 5 | 5 | 0 | 0 | 1 | 3 | 26 | 6 | 1 | 4 | 1 | 18 | 18 | 0 | 0 | 2 | 0 | 9 | |
| 総務省 | 63 | 30 | 9 | 0 | 9 | 0 | 18 | 16 | 2 | 0 | 1 | 2 | 31 | 28 | 0 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | |
| 文部科学省 | 14 | 11 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 厚生労働省 | 7 | 5 | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 農林水産省 | 5 | 5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 経済産業省 | 90 | 72 | 32 | 0 | 30 | 2 | 39 | 37 | 2 | 0 | 0 | 1 | 15 | 6 | 0 | 6 | 0 | 7 | 6 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | |
| 国土交通省 | 99 | 85 | 85 | 1 | 82 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 12 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 | 262 | 197 | 1 | 191 | 5 | 57 | 53 | 4 | 0 | 2 | 6 | 88 | 55 | 2 | 52 | 1 | 26 | 24 | 1 | 1 | 6 | 1 | 16 | |
| | (100.0%) | (71.6%) | (53.8%) | (0.3%) | (52.2%) | (1.4%) | (15.6%) | (14.5%) | (1.1%) | (0.0%) | (0.5%) | (1.6%) | (24.0%) | (15.0%) | (0.5%) | (14.2%) | (0.3%) | (7.1%) | (6.6%) | (0.3%) | (0.3%) | (1.6%) | (0.3%) | (4.4%) | |

(注) 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5) 事業者による改善措置

| 所管府省 | 件数 | 事業者による改善措置 | | | | | | | | | | 改善措置 実施せず | 不明 |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-------------|---------------|---------------|--------------|-------------|
| | | 安全管理対策 | | | | その他の対応 | | | | | | | |
| | | | 組織的 | 技術的 | | 本人への 謝罪・連絡 | 専用窓口 の設置 | 商品券等 の配布 | 警察への 届出 | その他 | | | |
| 国家公安委員会 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 95 | 71 | 65 | 13 | 90 | 78 | 26 | 0 | 2 | 24 | 0 | 2 |
| 総務省 | 63 | 63 | 63 | 48 | 25 | 59 | 57 | 6 | 2 | 11 | 9 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 14 | 14 | 13 | 1 | 13 | 11 | 3 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 7 | 7 | 6 | 6 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 1 | 0 | 3 | 5 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 90 | 89 | 89 | 63 | 72 | 88 | 85 | 26 | 6 | 37 | 13 | 0 | 1 |
| 国土交通省 | 99 | 99 | 96 | 92 | 6 | 98 | 89 | 0 | 0 | 25 | 5 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 (100.0%) | 364 (99.5%) | 336 (91.8%) | 290 (79.2%) | 112 (30.6%) | 353 (96.4%) | 325 (88.8%) | 62 (16.9%) | 7 (1.9%) | 84 (23.0%) | 56 (15.3%) | 0 (0.0%) | 2 (0.5%) |

- (注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答
3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

| 所管府省 | 件数 | 認定個人情報保護団体への所属 | 認定個人情報保護団体への報告 |
|-----------------|-----|----------------|----------------|
| 国家公安委員会 | 1 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 97 | 67 | 50 |
| 総務省 | 63 | 35 | 8 |
| 文部科学省 | 14 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 7 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 5 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 90 | 25 | 25 |
| 国土交通省 | 99 | 2 | 2 |
| 合計 (重複分を除く。) | 366 | 126 | 82 (65.1%) |

- (注) 1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、
複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。
2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、
所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。
また、合計におけるパーセンテージは、
認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。

2-2 平成25年度における主な個人情報漏えい事案

※ 平成25年度中に事業者が公表した個人情報漏えい事案(所管省庁において把握したものに限る。)のうち、漏えいのあった個人情報50,001件以上の事案を掲載(公表されている情報のみ記載)

| 事業者名 | 所管府省 | 公表日 | 漏えい人数 (最大) | 漏えい情報 (主なもの) | 漏えいの原因 | 漏えい後の対応策 | 各省庁による 報告の徴収の 有無 |
|-------------------------|--------------|------------|---------------|---|----------------------|---|------------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 金融庁 | 平成25年5月13日 | 約6万7千人 | 氏名、住所、電話番号、口座番号等 | 誤廃棄 | ・資料・帳票類の保管・廃棄のルールや保管方法の見直し(営業店保管分のセンター集約等) | 有 |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 金融庁 | 平成25年5月31日 | 約5万6千人 | 氏名、口座番号、電話番号、振込金額及び振込先口座の内容等 | 誤廃棄 | ・個人情報等重要情報の管理について徹底 | |
| 住友生命保険相互会社 | 金融庁 | 平成25年6月14日 | 約5万8千件 | 氏名、住所、電話番号、生年月日、証券番号等 | 個人情報に記載された帳票を紛失及び誤廃棄 | ・保存すべき帳票の一覧化や、各帳票の保存状況について毎月自主点検を行うなど、個人情報管理台帳に基づく管理を徹底 ・帳票の電子化等により、支社で保存する帳票を大幅に削減 | |
| 株式会社東邦銀行 | 金融庁 | 平成25年9月11日 | 約13万件 | 氏名、口座番号、取引金額、クレジットカード番号 | 誤廃棄 | ・文書管理の厳正化 | |
| エクコムグローバル株式会社 | 総務省 | 平成25年5月27日 | 約10万人 | ・クレジットカード会員名 ・クレジットカード会員番号 ・クレジットカード有効期限 ・セキュリティコード ・申込者住所 | 不正アクセス | ◆技術的保護措置 ・侵入経路の遮断及びお客様情報の削除 ・データベースサーバーのシステム変更 ・第三者機関による脆弱性調査 ◆組織的保護措置 ・クレジットカード情報の非保持 ・個人情報漏えい対応マニュアルの作成 ・クレジットカードのモニタリング(不正利用の監視強化) | |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 総務省 | 平成25年7月24日 | 約400万人 | ・OGN ID(メールアドレス) ・暗号化されたパスワード | 不正アクセス | 高度なセキュリティ攻撃を幅広く検知・自動ブロック可能とするためのセキュリティ監視装置を導入 | |
| 株式会社テレコムスクエア | 総務省 経済産業省 | 平成25年9月20日 | 約9万7千人 | ◆サーバー1 サイト利用者の、社名・部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、クレジットカード名義人、クレジットカード番号、クレジットカード有効期限 ◆サーバー2 クレジットカード番号、クレジットカード有効期限 | 不正アクセス | ◆技術的保護措置 ・クラウドサーバーの廃止 ・ネットワーク監視システム(不正アクセス防止)及びWebアプリケーション用ファイアウォール(不正利用監視)の導入 ・クレジットカード情報を保有しない方式を採用する基幹システムへ刷新 ◆組織的保護措置 ・外部教育機関の支援を受けたトレーニングの実施(事例:PCI-DSS(セキュリティ基準)教育コースを運用部門全員が受講) | |

| 事業者名 | 所管府省 | 公表日 | 漏えい人数 (最大) | 漏えい情報 (主なもの) | 漏えいの原因 | 漏えい後の対応策 | 各省庁による 報告の徴収の 有無 |
|--------------------|--------------|------------|---------------|--|-------------|---|------------------------|
| 株式会社サイバーエージェント | 総務省 経済産業省 | 平成25年8月12日 | 約24万人 | ◆「Ameba」に登録された顧客情報 ニックネーム、メールアドレス、生年月日、 居住地域、性別 ◆「Ameba」の仮想通貨「アメゴールド」「コイン」の履歴情報 | 不正ログイン | ・ユーザー向け不正ログイン確認ツール(特設ページ)の構築 ・不正ログイン検知システムの構築 | |
| 軽自動車検査協会 | 国土交通省 | 平成26年3月14日 | 約7万2千人 | 申請書類 | 誤廃棄 | 文書保存期間の徹底、書類整理方法のマニュアル化、文書保存の定期的な確認の実施、複数の職員による確認など管理体制の見直し、書類廃棄の際の確認の徹底等 | |
| エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社 | 経済産業省 | 平成25年4月3日 | 約11万件 | ID、パスワード | 不正アクセス | ・お客様間い合わせ窓口の強化 ・不正ログインの監視等の対応の強化 ・設定パスワードの強化 | |
| 株式会社ムサン | 経済産業省 | 平成25年6月24日 | 約42万件 | 氏名、生年月日、住所区コード、名簿番号、 個人番号、移動日、移動先住所 | CDの紛失(回収済み) | ・リスク分析の見直し ・委託先チェックリストの見直し ・委託先を含めた搬送方法の徹底 | |
| LINE株式会社 | 経済産業省 | 平成25年7月19日 | 約170万件 | メールアドレス、パスワード、ニックネーム | 不正アクセス | ・監視体制の強化 ・新しいパスワードの設定機能を設置、パスワード再設定の案内 | |
| オリエンタルモーター株式会社 | 経済産業省 | 平成25年8月1日 | 約27万件 | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、取 引履歴、パスワード、会社名、所属名、役職 名 | 不正アクセス | ・アプリケーションの脆弱性修正および強化 ・不正侵入防御機器の追加設置 ・不正侵入監視の強化 ・パスワード再設定の依頼実施 | |
| 有限会社あきばんぐ | 経済産業省 | 平成25年7月23日 | 約5万9千件 | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パ スワード | 不正アクセス | ・専用窓口の設置 ・パスワード変更依頼 ・セキュリティ対策の強化 | |
| 株式会社ジークレスト | 経済産業省 | 平成25年8月14日 | 約8万3千件 | 性別、メールアドレス、ニックネーム、血液 型、出身地、居住地域、職業、未婚/既婚、 出生地、学歴、自己保有ホームページURL | 不正ログイン | ・調査 ・パスワード変更依頼 | |

| 事業者名 | 所管府省 | 公表日 | 漏えい人数 (最大) | 漏えい情報 (主なもの) | 漏えいの原因 | 漏えい後の対応策 | 各省庁による 報告の徴収の 有無 |
|-------------------------|-------|-------------|---------------|-----------------|--------|--|------------------------|
| 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント | 経済産業省 | 平成25年11月22日 | 約1千2百万件 | 氏名、性別、住所、取引履歴 | 不正ログイン | <ul style="list-style-type: none"> ・パスワード変更依頼 ・モニタリング、強制パスワードリセット | |
| 株式会社ストリーム | 経済産業省 | 平成26年1月30日 | 約6万1千件 | 氏名、クレジット番号 | 不正アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・社内及びウェブサーバー周辺の再整備 ・PCIDSS準拠の認定 ・不正アクセス及び個人情報の漏えいを防止するシステム上の措置対応 | |

3 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成25年度)

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条に基づく措置 | | | | | | その他の活動 |
|---------|---------|-------------------|-------------------|------|------|----|----|-----------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | その他の措置(注) | |
| 警備業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全国警備業協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・ホームページでの情報提供(随時) ・個人情報保護士資格の取得推進(随時) |
| 証券業 | 金融庁 | 日本証券業協会 | 12 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問合せ等の対応(平成25年度15件) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 生命保険協会 | 20 | 3 | 0 | 18 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度:229件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成26年2月) ・対象事業者における個人情報漏えい等事案の調査(平成25年度12回(毎月)) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度:35件) ・相談員向けの通信研修実施(平成25年6~8月) ・対象事業者への情報提供(随時) ・対象事業者の個人情報漏えい事案等に関する状況の集計実施(平成25年6月、7月、11月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成26年2月) ・損保協会ウェブサイト上への認定業務の取組み等の公表(随時) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 外国損害保険協会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 177 | ・対象事業者への注意喚起情報提供(随時) |
| 銀行業 | 金融庁 | 全国銀行個人情報保護協議会 | 98 | 30 | 0 | 34 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度:53件) ・全国銀行個人情報保護協議会規約等の改正(平成25年10月) ・全国銀行個人情報保護協議会個人情報保護指針、同Q&Aの改正(平成25年10月) ・会員向け研修会の実施(平成26年3月) ・苦情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成26年3月) |
| 信託業 | 金融庁 | 一般社団法人 信託協会 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | ・対象事業者に対する情報の提供(平成25年4月、10月) ・個人情報保護指針、同Q&Aの見直し(平成25年11月) ・対象事業者向けの個人情報保護研修会の実施(平成25年12月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成26年2月) |
| 投資信託委託業 | 金融庁 | 一般社団法人 投資信託協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者向けの研修会の実施(平成26年2月) (一般社団法人 日本投資顧問業協会と共催) ・対象事業者による個人情報の漏えい事案への対応(報告・改善策等の受領) (苦情に至らないものや電子メール送信時の誤操作等軽微なもの) |
| 証券投資顧問業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 | 0 | ・対象事業者向けセミナーの実施(平成26年2月) ・協会宛報告のあった個人情報漏えい事例集を作成、会員に周知(平成25年7月) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| 貸金業 | 金融庁 | 日本貸金業協会 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・要請があった事業者に対し、個人情報保護に関する研修(講師派遣)の実施(随時) ・協会ホームページにおいて認定個人情報保護団体の認定に係る周知及び個人情報漏えいに係る報告について掲載(平成25年4月~平成26年3月) ・協会報において個人情報漏えいに係る報告事案の記事掲載(平成25年7月) |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条に基づく措置 | | | | | | その他の活動 |
|-----------------------|--------------|-------------------------|-------------------|------|------|----|----|-----------|---|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | その他の措置(注) | |
| 放送 | 総務省 | 一般財団法人 放送セキュリティセンター | 11 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 個人(本人)からの相談への対応(平成25年度11件・累計63件) 対象事業者からの相談への対応(平成25年度6件・累計112件) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年7月) ホームページによる情報提供(随時) 一斉同報による対象事業者への情報提供・随時(平成25年度1回) |
| 電気通信事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本データ通信協会 | 146 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成25年度275件) 通信事業者向けのセミナーの実施(平成25年5月～6月) 対象事業者数:141社(平成26年3月31日時点) ホームページでの情報提供(随時) |
| プライバシーマーク付与認定事業者が行う事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 | 105 | 5 | 34 | 34 | 0 | 0 | <p><相談・問合せへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護苦情相談室への申出は105件であり、「説明要求」及び「資料請求」を行った39件以外の66件については、個人情報保護苦情相談室より相談者に説明を行い解決したものである。また、プライバシーマーク事務局消費者相談窓口へは別途277件の申出があり対応を行なった。 <p><対象事業者向け研修会の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供の一環として、平成25年度付与事業者向け研修会と兼ねた「認定個人情報保護団体研修会」を平成25年7月から平成25年10月にかけて全国7都市10会場で開催し、1,832事業者(2,090名)の参加を得た。 <p><認定個人情報保護団体連絡会></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の認定個人情報保護団体との整合性を確保し、情報交換を行うため、経済産業省情報経済課主催の平成25年度認定個人情報保護団体連絡会に出席した。(H25年5月開催) <p><個人情報漏えい事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーマーク付与事業者による個人情報漏えい等事案への対応と併せ、認定個人情報保護団体対象事業者については事案への対応と、経済産業省への定期報告を行った。 <p><個人情報保護指針の更新></p> <ul style="list-style-type: none"> H25年10月 個人情報保護指針を更新した。 |
| 製薬業 | 厚生労働省 | 日本製薬団体連合会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 一般の方からの相談。問い合わせなし。 その他特記事項なし。 |
| 医療 | 厚生労働省 | 公益社団法人 全日本病院協会 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 7 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成25年度20件【内訳:指導13件、その他の措置7件】) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年8月2回、12月1回、1月1回 計4回) ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療 | 厚生労働省 | 一般社団法人 日本病院会 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成25年度 3件) 対象事業者向けの個人情報保護研修の実施(平成25年8月2日):本会の病院長・幹部職員セミナーにて「電子カルテと個人情報保護」をテーマに実施 ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療・介護 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者以外の相談への対応(平成25年度5月～平成26年3月、7件) |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者向け研修会の実施(平成26年3月) |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条に基づく措置 | | | | | | その他の活動 |
|--|----------------|------------------------|-------------------|------|------|----|----|-----------|---|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | その他の措置(注) | |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・特記事項なし |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・特記事項なし |
| 手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション等) | 厚生労働省 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本手技療法協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度0件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年度12回開催) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療・介護事業、ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者 | 厚生労働省 経済産業省 | 一般社団法人日本個人情報管理協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | ・個人情報保護・管理 読本 『これだけは知っておきたい必須知識』1000部 ・理事長からの個人情報保護に関する情報提供(メールマガジン 毎週配信) 事故事例から学ぶ(最新事故事例の提供) ・研修会・セミナー等実施実績 6月4、24日、28日 7月11日 8月15、16日 9月11、23、24日 2月20日 3月25日 ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| ギフト用品に関する事業 | 経済産業省 | 社団法人 全日本ギフト用品協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・ホームページでの情報提供(随時) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| クレジット事業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本クレジット協会 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・消費者への相談・問い合わせ対応(平成25年度合計443件) ・対象事業者向けの個人情報管理責任者研修講座の実施(平成25年10月、全国3地区) ・対象事業者向けの個人情報に関する相談担当者研修講座の実施(平成26年2月～3月、全国3地区) ・従業者向け啓発資料「個人情報保護に関するQ&A」「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」作成・配布 ・対象事業者への訪問ヒアリング(個人情報の取扱いに関する実態把握及び適宜適切な情報提供) ・対象事業者への個人情報保護指針に基づく助言 ・対象事業者への個人情報保護に関する問い合わせ対応 |
| 印刷・グラフィックサービス工業 | 経済産業省 | 公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談件数(平成25年度3件) ・対象事業者向けセミナーの実施(平成25年11月19日) ・対象事業者向けパンフレットの作成配付1,000部 内容:個人情報保護の必要性、プライバシーマーク使用許諾のメリット、特定とリスク分析、漏洩事故とその防止、安全管理措置の解説A4版16頁 ・ホームページ、機関誌「月刊東京グラフィックス」平成25年4～9月号連載 ・個人情報保護シリーズ、同10～12月号連載 ・営業の秘密と個人情報を守る 平成26年2～3月号連載 ・リスクマネジメントと個人情報・BCP ・ホームページでの情報提供(随時) ・インターネット放送 JaGraBB 11月19日のセミナー収録を録画放映 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条に基づく措置 | | | | | | その他の活動 |
|-----------|-------|-------------------------------|-------------------|------|------|----|----|-----------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | その他の措置(注) | |
| 小売業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本専門店協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者への個人情報保護に関する取り組み説明(25年10月・26年2月) |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度8件) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年11月) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 長野県個人情報保護協会 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | なし |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 一般社団法人 結婚相談業サポート協会 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度54件) ・対象事業者向け講習会実施(平成25年3月、5月、10月) ・対象事業者向けの広報紙の作成(平成25年度4回作成ホームページに公開) ・ホームページでの情報提供(随時) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 結婚相手紹介サービス協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度0件但し対象事業者) ・対象事業者向けの講習会の実施(代表者、幹部対象に、平成25年度6月、2月) ・対象事業者顧客向けリーフレットの作成・随時配布 ・ホームページでの情報提供(随時) ・東京都消費生活総合センターとの情報連絡会1回、他認定個人情報保護団体との意見交換(随時) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟) | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせ対応(ほとんど軽微なため、数値計測はしていません。) ・ホームページから「認定個人情報保護団体」をアピール ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | ナノライセンス結婚専科システム協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者向けの冊子、パンフレット等、啓発資料の配布 SOCIOマニュアル「プライバシーポリシー」50部 ケーススタディQ&A 50部 ・対象事業者向けの講習会の実施 (平成25年5月31日 8月12日13日14日) ・経産省主催の認定個人情報保護団体連絡会 意見交換(平成25年5月) |
| 新聞販売業 | 経済産業省 | 大阪毎日新聞販売店事業協同組合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度2件) ・対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレットの配布(平成19年12月作成、随時配布) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成26年2月) ・職員の個人情報保護指針についての研修 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条に基づく措置 | | | | | | その他の活動 |
|--------------|----------------|---------------------|-------------------|------|------|-----|----|-----------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | その他の措置(注) | |
| 葬祭業 | 経済産業省 | JECIA個人情報保護協会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせ:他機関の個人情報保護協会を紹介(金融関係・運送関係)(平成25年度2件) ・会員向け研修会:新規・更新訪問時(随時)、5つ星研究会開催時(平成25年11月) ・対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成25年6月作成、フューナラルビジネスフェア開催時、新規・更新訪問時(随時)) ・ホームページでの情報提供(随時) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 葬祭業 | 経済産業省 | 全国こころの会葬祭事業協同組合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせへの対応(平成25年度0件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成25年10月) ・ホームページでの情報提供(随時) ・保護法、ガイドライン及びQ&A等の提供(平成25年6月) ・加盟事業者の取組み程度把握のためのアンケート実施(平成26年3月) ・経産省主催の認定個人情報保護団体連絡会 意見交換(平成25年5月) |
| 自動車販売業 | 経済産業省 国土交通省 | 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成25年度46件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年10～12月、計13回開催) ・対象事業者における個人情報漏えい事例の情報提供(月1回) ・理事会、委員会等を通じた安全管理措置の徹底の周知 ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成25年5月) |
| 自動車登録番号交付代行業 | 国土交通省 | 一般社団法人 全国自動車標板協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者向けに指針の遵守状況の自主チェックによる改善を指導した(平成25年4月)。 ・対象事業者及び従業員向けの研修を6回実施、参加者数175人(平成25年7月から10月)。 |
| 賃貸住宅管理業 | 国土交通省 | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | なし |
| 合計 | | 計39団体 | 505 | 108 | 34 | 140 | 0 | 190 | |

(注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

第3章 法施行後8年間(平成17年度～平成25年度)の施行状況の傾向

| 年度 | 事業等分野ごとの ガイドラインの策定数 (各年度末時点) | 認定個人情報保護団体 の認定の状況 (各年度末時点) | 個人情報取扱事業者に 対する主務大臣による 権限行使 | 個人情報に関する 苦情相談件数 | 事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数 | | | | | |
|--------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------------------|------------|----------------|-------------------|---------------|-----|
| | | | | | 合計 | 500人 以下 | 501～ 5,000人 | 5,001～ 50,000人 | 50,001人 以上 | 不明 |
| 平成17年度 | 21分野 33ガイドライン | 30団体 | 勧告1件 報告の徴収87件 | 14,028件 | 1,556件 | 1,114件 | 220件 | 167件 | 37件 | 18件 |
| 平成18年度 | 22分野 35ガイドライン | 34団体 | 勧告4件 報告の徴収60件 | 12,876件 | 893件 | 683件 | 109件 | 60件 | 36件 | 5件 |
| 平成19年度 | 23分野 36ガイドライン | 35団体 | 報告の徴収83件 | 12,728件 | 848件 | 667件 | 104件 | 60件 | 17件 | 0件 |
| 平成20年度 | 24分野 38ガイドライン | 37団体 | 報告の徴収28件 助言1件 | 9,779件 | 538件 | 408件 | 73件 | 38件 | 18件 | 1件 |
| 平成21年度 | 27分野 40ガイドライン | 38団体 | 勧告2件 報告の徴収18件 | 8,559件 | 490件 | 350件 | 76件 | 41件 | 15件 | 7件 |
| 平成22年度 | 27分野 40ガイドライン | 38団体 | 報告の徴収15件 | 6,212件 | 413件 | 297件 | 58件 | 42件 | 13件 | 3件 |
| 平成23年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収16件 助言1件 | 5,267件 | 420件 | 295件 | 64件 | 41件 | 13件 | 7件 |
| 平成24年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収8件 | 5,623件 | 319件 | 215件 | 57件 | 29件 | 13件 | 5件 |
| 平成25年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収2件 | 5,777件 | 366件 | 242件 | 65件 | 36件 | 18件 | 5件 |

参照条文等

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定、平成二十年四月二十五日及び平成二十一年九月一日一部変更）（抄）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

⑤ 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について消費者庁に報告するものとする。

消費者庁は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、消費者委員会に報告するものとする。